

## 北広島市芸術文化振興プランの見直しについて

### 1 はじめに

令和2年度をもって計画期間が終了する「北広島市芸術文化振興プラン」について、令和3年度からのプランとして改定を行うものです。

### 2 第1次プランについて

- ・計画期間：平成24年度～令和2年度
- ・平成18年度に策定した文化振興計画（～平成27年度）を基に、平成23年度から令和2年度までの市総合計画及び市教育基本計画に合わせて策定しなおしたものです。

### 3 見直しの考え方について

これまでの芸術文化の振興施策を大きく変えるものではありませんが、国の動向や、令和3年度から新たにスタートする市総合計画及び市教育振興基本計画を踏まえた内容に改定したいと考えています。

なお、国や市の動向等は以下のとおりです。

#### ○国・政府

- ・平成29年6月に文化芸術基本法を施行（平成13年12月に施行された文化芸術振興基本法の改正）。改正の主な趣旨として、①施策の範囲に観光や福祉、教育を取り込むこと、②文化芸術により生み出される価値を文化芸術の継承・発展等に活用することが挙げられています。
- ・平成30年3月に文化芸術基本計画を策定（文化芸術基本法に基づく）。4つの目標を挙げています（文化芸術の創造・発展・継承と教育等）。

#### ○市総合計画

従来の施策に沿った内容とした上で、ボールパークを活かした芸術文化の振興を新たな施策として追加しています。

#### ○市教育計画

個々の施策は市総合計画に沿ったものになりますが、市教委としてのテーマ等が盛り込まれたものとなります。

### 4 スケジュール（予定）

- 令和2年7月8日 第1回芸術文化振興審議会
- 令和2年9月 第2回芸術文化振興審議会（文化賞の諮問・答申、プランの諮問）
- 令和2年11月頃 パブリックコメント
- 令和3年2月頃 第3回芸術文化振興審議会（プラン答申）
- 令和3年3月 市教育委員会会議で決定